平成２４年（フ）第４５７号
宮城県名取市増田６丁目５番６号　サンハイツ第２―202号、従前の住所仙台市青葉区作並字二橋２番地の２　ヒルズ岩泉201
債務者　高島　史憲
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
仙台市宮城野区田子３丁目12番６―404号
債務者　齋藤　　普
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
茨城県水戸市松が丘１丁目１番53号　サマックスヒルピーノＢ棟101号
債務者　下重　雅彦（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８０号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西２丁目７番９号　ジョイ・パル102号室、前住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西２丁目15番10号
債務者　中山春三郎
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５１号
神奈川県伊勢原市下糟屋2351番地の２　ハイツクレール102号
債務者　松浦　伸三
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７０号
京都市伏見区横大路畑中町12番地
債務者　小嶋　温子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６３号
京都市西京区上桂前田町50番地１　桂グランドハイツ312号室
債務者　片岡こと　陳　真由美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８７号
京都府長岡京市今里更ノ町13番地の１　４―401　長岡京グリーンマンション４―401
債務者　林　　和克
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８８号
京都府長岡京市今里更ノ町13番地の１　４―401　長岡京グリーンマンション４―401
債務者　林　　都
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０１号
京都市右京区花園寺ノ内町７番地の43
債務者　惠良　弘嗣
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
島根県安来市黒井田町582番地２　市営和田団地436号
債務者　崔　　壽東
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
松江市島根町野波1090番地
債務者　朝倉　正子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００号
香川県高松市松島町１丁目12番２号　コート松島Ⅳ302号室
債務者　中嶋　一征
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１９号
香川県三豊市豊中町上高野1279番地１
債務者　金明子こと　安藤　明子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目10番７号
債務者　久保　順郁
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目20番21号　ネオアクシス402号
債務者　岡山　健二
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市南林寺町８番９―301号
債務者　大牟禮はつみ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係